

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

(平成20年3月17日建管-2460)

この標準は、建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱（平成20年3月17日付け建管-2460、以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する入札参加資格として定めるべき要件に関し必要な事項を定める。

第1章 土木関係建設コンサルタント業務

1-1 参加要件

設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）、下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）、農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）又は森林整備保全調査等業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）、漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、別表-1～7に応じて発注業務を業務A～Dに区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-1、表1-2及び表1-3を標準として定めるものとする。

別表1～7にない業務については、業務難易度等を勘案し、適切に業務区分を設定するものとする。

- (1) 設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）又は漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用する業務の標準要件（表1-1）

要件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
地域	地域要件 (注1,2)	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所(準県内)	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 (注3)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	—	—	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置 予定 技術 者 の 資格 (注4) (注5)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)

注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）

第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことを行う。

注2) 準県内（準県内とは、当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はRCCMの資格を有する技術者が常勤（入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していること）する営業所をいう。）においては、準県内要件に係る技術者の雇用関係及び常勤性を、健康保険被保険者証（資格取得年月日及び事業所名の記載があるものに限る。）等の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）の写しにより確認するものとする。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認でき

る前任者の住民票と併せて確認するものとする。

- 注3) 同種類似業務の実績は、国（事業団を含む）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会（以下「国等」という。）から受注した業務とする。
- 注4) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。
- 注5) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。
- 注6) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。
- 注7) 総合評価落札方式を適用する場合にあっては、会社、管理技術者及び照査技術者の同種・類似業務実績要件を求めるものとする。
- 注8) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。

(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件 (表1-2)

要件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
地域 注1)	地域要件	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注2)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	一	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	一	一	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置 予定 技術 者 の 資格 注3) 注4)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士 (生物等調査を除く) ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士 (生物等調査を除く) ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士 (生物等調査を除く) ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士 (生物等調査を除く) ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士 (生物等調査を除く) ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 (部門指定)

注1) 営業所とは登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。

注5) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。

注6) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保でき

る場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。

(3) 森林整備保全調査等業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）を適用する業務の標準要件（表1-3）

要 件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
地域	地域要件 (注1,2)	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注3)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	一	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	一	一	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置 予定 技術 者の 資格 注4) 注5)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)

注1) 営業所とは登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規定の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。

注5) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。

注6) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。

1-2 その他

- (1) 競争性の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大するものとする。
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務のうち設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）、下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）、農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）、森林整備調査等保全業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）又は漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用しない業務であっても、この基準に準じて取り扱うことができるものとする。

第2章 建築関係建設コンサルタント業務

2-1 参加要件

建築関係建設コンサルタント業務については、予定価格に応じて発注業務を表2-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表2-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表2-1）

業務区分		業務内容							
業務A		新築の設計業務	予定価格が5百万円未満の業務						
業務B			予定価格が5百万円以上1千万円未満の業務						
業務C			予定価格が1千万円以上2千万円未満の業務						
業務D			予定価格が2千万円以上4千万円未満の業務						
業務E			予定価格が4千万円以上WTO対象額未満の業務						
業務F		修繕の設計業務	予定価格が3百万円未満の業務						
業務G			予定価格が3百万円以上1千万円未満の業務						
業務H			予定価格が1千万円以上WTO対象額未満の業務						
業務I		耐震診断を含む設計業務		予定価格がWTO対象額未満の業務					
業務J		工事監理業務	予定価格が4千万円未満の業務						
業務K			予定価格が4千万円以上WTO対象額の業務						

*WTO対象額とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び額のうち、「特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約」の区分に定める額とする。

(2) 標準要件（表2-2）

要件		業務区分						
		業務A	業務B	業務C	業務D	業務E		
地域	地域要件	ブロック	県内に主たる営業所					
実績 (注1)	会社	-						
	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	同種類似業務の実績					
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	一級建築士(注7)						
	主任技術者	建築	-		一級建築士			
		構造	-		構造建築士等			
		電気	-		設備士等(注9)			
		機械	-		設備士等			
	担当技術者 (注10)	建築	(必要に応じて) 一級建築士	一級建築士				
		構造	(必要に応じて) 構造建築士等(注8)	構造建築士等				
		電気	(必要に応じて) 設備士等	設備士等				
		機械	(必要に応じて) 設備士等	設備士等				
能力評価(注2)		55点未満(注3)	35点以上 55点未満	55点以上				
共同企業体結成要件		-	2者JVも可 (注11)	2者JVも可 (注11)	2者JV以上	3者JV以上		
		代表者	-	35点以上 55点未満	55点以上 (注4)	55点以上		
		構成員	-	55点未満	55点未満	35点以上(注14)		

要 件		業務区分							
地域	地域要件	業務 F (注13)	業務 G (注13)	業務 H (注13)	業務 I	業務 J	業務 K		
実績 (注1)	会社	ブロック	県内に主たる営業所		—				
配置 予定 技術 者 の 資格	管理技術者	(必要に応じて)同種類似業務の実績			指定する耐震診断講習の受講者	同種類似業務の実績			
	管理技術者	対象建築物が建築士法で求められる建築士の資格(注12)			一級建築士				
配置 予定 技術 者 の 資格	主任 技術者	建築	—	(必要に応じて) 一級建築士	—	(必要に応じて) 一級建築士	一級建築士		
		構造	—	(必要に応じて) 構造建築士等	—	(必要に応じて) 構造建築士等	構造建築士等		
		電気	—	(必要に応じて) 設備士等	—	(必要に応じて) 設備士等	設備士等		
		機械	—	(必要に応じて) 設備士等	—	(必要に応じて) 設備士等	設備士等		
	担当 技術者 (注10)	建築	—	(必要に応じて)一級建築士	—	一級建築士			
		構造	—	(必要に応じて)構造建築士等	—	構造建築士等			
		電気	—	(必要に応じて)設備士等	—	設備士等			
		機械	—	(必要に応じて)設備士等	—	設備士等			
能力評価(注2)		55点未満 (注3)	35点以上 55点未満	55点以上	35点以上	設計業務と 同等能力			
共同企業体結成要件		—	2者JVも可 (注11)	(注5)	—	(注6)			
		代表者	—	35点以上 55点未満	(注5)	—	(注6)		
		構成員	—	55点未満	(注5)	—	(注6)		

注 1) 同種類似業務の実績は、民間から受注した業務を含むものとする。

注 2) 営繕工事設計者業務執行能力評価要領（平成 23 年 1 月 21 日當第 699 号）の規定に基づく能力評価点をいう。

注 3) 高度な設計を求めるなどの必要がある場合は、55 点以上の設計者に発注することができる。

注 4) 35 点以上 55 点未満の者どうしによる JV も可とする。

注 5) 建築物の新築の設計業務の予定価格区分に準ずるものとする。

注 6) 業務内容により単独発注することができる。

注 7) 「一級建築士」とは、一級建築士の資格を取得後に 5 年以上の実務経験を有する者をいう。

注 8) 「構造建築士等」とは、一級建築士の資格を取得後に 5 年以上の実務経験を有する者又は構造設計一級建築士の資格を有する者をいう。

注 9) 「設備士等」とは、建築設備士の資格を取得後に 5 年以上の実務経験を有する者又は設備設計一級建築士の資格を有する者をいう。

注 10) 主任技術者を配置する場合においては、担当技術者に資格取得後の実務経験年数を求めないことができる。

注 11) 単独参加者と JV を結成した者による混合参加の場合は、重複参加は認めない。

注 12) 設備工事においては、管理技術者の資格要件を設備士等とすることができる。

注 13) 設備工事の設計業務においては、事案毎の業務内容に応じて要件を定めることができる。

注 14) 業務 E における構成員のうち、1 者は 35 点以上 55 点未満の者とすることができます。

第3章 測量業務

3-1 参加要件

秋田県測量業務共通仕様書（以下この章で「測量仕様書」という。）を適用する測量業務については、予定価格に応じて発注業務を表3-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表3-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表3-1）

業務区分	業務内容
業務①	一般的な測量業務で予定価格が3百万円未満のもの
業務②	予定価格が3百万円以上7百万円未満のもの
業務③	予定価格が7百万円以上1千万円未満のもの
業務④	予定価格が1千万円以上3千万円未満のもの
業務⑤	予定価格が3千万円以上のもの
業務⑥	空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務

注1) 一般的な測量業務とは、測量仕様書に規定する基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量及び用地測量並びにこれらに類する業務をいう。

注2) 特殊な技術を要する測量業務とは、測量仕様書に規定する空中写真測量及び数値地形測量並びにこれらに類する業務をいう。（主たる業務が無人航空機に搭載する測量機器を用いた測量業務（UAV測量）を除く）

(2) 標準要件（表3-2）

要件		業務区分								
		業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤	業務⑥			
地域	地域要件	管内に主たる営業所（注2）			県内に主たる営業所		県内に主たる営業所又は営業所（注5）			
実績 (注3)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務の実績（注4）			同種類似業務の実績					
	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績（注4）			同種類似業務の実績					
配置 予定 技術 者 の 資格	管理技術者	測量士								
	担当技術者	測量士1名及び測量士又は測量士補1名								
資格 者 数 (注1)	技術者保有数 (測量士及び測量士補の数)	B又はC	A又はB	A		—				
		※A：測量士が6人以上かつ測量士及び測量士補の合計が9人以上 ※B：測量士が4人以上かつ測量士及び測量士補の合計が6人以上（Aを除く） ※C：測量士が2人以上かつ測量士及び測量士補の合計が3人以上（A及びBを除く）								
共同企業体		単独			J V	単独				

注1) 技術者保有数とは会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数とする。技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険被保険者証（資格取得年月日及び事業所名の記載があるものに限る。）等の写し及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写しにより確認するものとする。

注2) 業務①、②及び③において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件又は技術者保有数要件を拡大するものとする。

注3) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注4) 3級以上の基準点測量、深浅測量、トンネル隧道における測量等は、技術的難易度を勘案し必要に応じて会社及び管理技術者の入札参加資格に同種類似業務の実績要件を付すものとする。

注5) 営業所とは、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の2に規定する営業所をいい、主たる営業所とは同法に基づく登録申請書に記載した主たる営業所のことをいう。業務⑥において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。

第4章 地質調査業務

4-1 参加要件

秋田県地質・土質調査業務共通仕様書（以下この章において「地質仕様書」という。）を適用する地質調査業務については、業務内容に応じて発注業務を表4-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表4-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表4-1）

業務区分	業 務 内 容
業務A①	一般的な地質調査業務（総合解析とりまとめを含まない）
業務A②	一般的な地質調査業務（総合解析とりまとめを含む）
業務B	地すべり調査等特殊な技術を要する調査業務

注1) 一般的な地質調査業務とは、地質仕様書第2章から第6章までに規定する機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験及び解析等調査業務をいう。

注2) 総合解析とりまとめとは、地質仕様書第602条第5項に規定する総合解析とりまとめ業務をいう。

注3) 特殊な技術を要する調査業務とは、地質仕様書第7章から第9章までに規定する軟弱地盤技術解析、物理探査及び地すべり調査業務並びにこれらに類する業務をいう。

(2) 標準要件（表4-2）

要 件	業務区分				
	業務A		業務B		
	(①総合解析とりまとめを含まない)	(②総合解析とりまとめを含む)			
登録	登録要件	地質調査業者登録		地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務登録(注2)	
地域	地域要件	県内に主たる営業所		県内に主たる営業所又は営業所(注3)	
実績 (注1)	会社	—	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	同種類似業務の実績	
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	同種類似業務の実績	
配置 予定 技術 者 の 資格	管理技術者	技術士、技術士同等 R C C M、地質調査技士 (全て部門指定)	技術士、技術士同等、 R C C M (全て部門指定)	技術士、技術士同等、R C C M (全て部門指定)	

注1) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注2) 地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務（「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」又は当該調査に関連する部門）登録を有することを要件とする。「当該調査に関連する部門」とは、例として、調査後の工事が道路関連である場合は「道路部門」のことをいう。

注3) 営業所とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは地質調査業者登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。

第5章 補償コンサルタント業務

5－1 参加要件

補償コンサルタント業務については、業務部門に応じて発注業務を表5－1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表5－2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表5－1）

業務区分	主たる業務内容	業務区分	主たる業務内容
業務A	土地調査部門	業務E	営業補償・特殊補償部門
業務B	土地評価部門	業務F	事業損失部門
業務C	物件部門	業務G	補償関連部門
業務D	機械工作物部門	業務H	総合補償部門

(2) 標準要件（表5－2）

要件		業務区分						
		業務A	業務B	業務C	業務D			
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)						
地域	地域要件	管内に主たる営業所 (注2)	県内に主たる営業所(注3)					
実績	会社	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						
注4)	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						
配置 予定 技術 者 の 資格	管理技術者	(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5, 6)						
要件		業務区分						
		業務E	業務F	業務G	業務H			
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)						
地域	地域要件	県内に主たる営業所(注3)			県内に主たる営業所 又は営業所 (注3)			
実績	会社	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						
注4)	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						
配置 予定 技術 者 の 資格	管理技術者	(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5, 6)						

注1) 複数の部門を含む業務にあっては対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。

注2) 業務Aにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件をブロック、県内の順に拡大するものとする。

注3) 業務B、C、D、E、F、G及びHにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、県内、東北管内又は全国の順に営業所を有する者へ地域要件を拡大するものとする。この場合の営業所とは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第4条第1項第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは補償コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

- 注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。
- 注5) 補償業務管理者とは、補償コンサルタント登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録をうけている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。
- 注6) 複数の部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。
- 注7) 業務C、F又はHにおいて補償対象物に大規模な非木造建築物を含む場合には、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条の規定に適合する一級建築士を担当技術者として求めることができるものとする。なお、この場合、会社の登録要件に一級建築士事務所登録を有すること。

第6章 環境調査業務

6-1 参加要件

環境調査業務については、調査、計測、解析及び判定に係る業務について、発注業務部門に応じて表6-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表6-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表6-1）

業務区分	主たる業務内容	業務区分	主たる業務内容
業務A	騒音調査部門	業務E	電波調査部門
業務B	振動調査部門	業務F	水質調査部門
業務C	大気調査部門	業務G	土壤調査部門
業務D	日照調査部門		

(2) 標準要件（表6-2）

要 件	業務区分	
	業務A、C、F	業務B、D、E、G
登録	登録要件 対象となる業務部門の登録（注1）	
地域	地域要件 県内に主たる営業所（注2）	
実績	会社	（必要に応じて）同種類似業務の実績
	管理技術者	（必要に応じて）同種類似業務の実績 同種類似業務の実績（注3）
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	環境計量士 —

注1) 複数の部門を含む業務にあっては、主たる部門（業務内訳、業務難易度等により判断）の登録を要件とし、入札参加資格要件は当該部門の要件を適用するものとする。

注2) 入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大するものとする。

注3) 業務B、D、E及びGにおける管理技術者は同種類似業務の実績を有することを要件とするものとする。

6-2 その他

調査、計測、解析及び判定業務に環境に係る計画策定業務を含む場合などは、土木関係建設コンサルタント業務として扱うものとし、第1章の規定に基づき対象事業部門又は建設環境部門の登録を有することを入札参加資格要件とする。

附 則

1 この標準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則

1 この改正は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則

1 この改正は、令和3年7月16日から施行する。

2 改正後の規定は、令和3年7月16日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和5年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則

1 この改正は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和5年10月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

別表 - 1

設計業務の内容による業務区分表（業務 A、B の区分は設計金額による）

ランク	業務 A(700 万円未満)・業務 B(700 万円以上)	業務 C	業務 D	備考
旧基準による分類	技術経費率 (易 20%)	技術経費率 (中 30%)	技術経費率 (難 40%)	
河道計画・路線設計	詳細・修正設計、道路予備設計修正、道路詳細設計(A)(B)、平面交差点・ダヤmidt型 IC 詳細設計、歩道設計	平面交差点・ダヤmidt型 IC 予備設計、トランペット型・クローバー型 IC 詳細設計、休憩施設詳細設計、鉄道交差設計、舗装設計	概略設計計画、予備設計計画、道路概略設計(A)(B)、道路予備設計(A)(B)、トランペット型・クローバー型 IC 予備設計、休憩施設予備設計	
構造物設計	重要構造物以外の軽易構造物で中・難以外のもの。 共同溝(開削工法) 詳細設計、電線共同溝(CCBOX)詳細設計、なだれ予防・防護施設・落石防護柵、標準設計使用(全工種)横断歩道橋(簡易)一般構造物設計(プレキヤストボックス、プレキヤスト L型擁壁)	扶壁式擁壁等複雑なもの。 共同溝(開削工法)予備設計、シールド共同溝詳細設計、電線共同溝(CCBOX)予備設計、ロックシェット・スノーシェット・スノーケルター等、二連等複雑なボックス、橋梁架設工、仮設構造物詳細設計、横断地下道設計、横断歩道橋(形状難しい)	重要構造物概略・予備、橋梁予備設計、橋梁概略形式検討、橋梁一般図作成	
付属施設設計	土木設計、擁壁・補強土(普通)U型擁壁、法面工(普通)バーベンガート、ボックスガバート・箱型函渠	擁壁・補強土(高度)法面工(高度)アーチ・門型ガバート・門型ラーメン、植樹設計、標識・情報板配置設計		「高度」は、対象地盤により判断 1

ランク	業務 A (700 万円未満)・業務 B (700 万円以上)	業務 C	業務 D	備考
旧基準による分類	技術経費率 (易 20%)	技術経費率 (中 30%)	技術経費率 (難 40%)	
山岳トンネル設計	トンネル補修設計及び付帯設備設計で中・難以外のもの(ひび割れ、断面補修、漏水対策、トンネル換気設備、トンネル非常用設備、トンネル照明設備等)	トンネル補修設計(構造的欠陥・損傷等に対する補強設計)	山岳トンネル設計	
ダム設計			本体、施工計画及び仮設備計画	
河川工作物設計	樋門詳細設計、築堤・護岸設計、河川排水機場設計、砂防えん堤詳細設計(重力式 15m 未満、鋼製)、流路工詳細設計、流木対策施設設計	樋門予備設計、水門及び堰(軽易なもの)、砂防調査(流域特性調査、降雨・流出解析、地形・地質調査、自然環境調査、既存施設調査)、砂防えん堤予備設計、砂防えん堤詳細設計(重力式 15m 以上)、流路工予備設計	河川排水機場設計(高度)、水門及び堰(ランク中以外の複雑なもの)、砂防調査(生産土砂量調査、流送土砂量調査、経済調査)、砂防計画	
流雪溝	流雪溝(概略・詳細)設計			
橋梁補修・補強	橋梁補修・補強設計			

ランク	業務 A(700 万円未満)・業務 B(700 万円以上)	業務 C	業務 D	備考
旧基準による分類	技術経費率 (易 20%)	技術経費率 (中 30%)	技術経費率 (難 40%)	
橋梁上部工(メル)詳細設計	単純合成桁(H形、 鈑桁) 単純鋼桁(H 形、鈑桁) 単純ト ラス	単純箱桁、単純合 成箱桁、鋼床版桁 (鈑桁・箱桁) 連 続桁(鈑桁・箱 桁) 連続トラス、 ケルバートラス、ケルバ ー桁、型ラーメン	連続鋼床版桁(鈑 桁・箱桁) ランガ ー桁、ロゼー桁、アーチ 桁、吊橋、斜長橋	
橋梁上部工(コンクリート)詳細設計	RC:単純床版 単純T桁 単純中空床版 PC:単純プレテンI 桁 単純プレテンT 桁 単純プレテンホー 桁	RC:連続T桁 連続中空床版 連続ラーメン PC:単純箱桁 単純中空床版 連続中空床版 単純ボステンT 桁 連結ボステンT 桁 連結プレテンT 桁		
橋梁下部工 詳細設計	橋台:重力式 逆T式 橋脚:重力式 逆T式 張出式 柱式	橋台:扶壁式 ラーメン式 箱式 橋脚:ラーメン式 SRC式 中空式		
基礎設計		地盤改良、横断歩 道橋、場所打杭、 既成杭	井筒、ケーソン、深礎 杭、鋼管矢板ケル	

ランク	業務 A (700 万円未満)・業務 B (700 万円以上)	業務 C	業務 D	備考
積算・現場技術業務	土木工事積算業務、土木工事積算基礎資料作成業務、現場技術業務、土木工事施工管理業務			
解析業務	資料整理的な業務	下記のもので普通の技術力を要するもの 地域計画、道路網計画、交通需要計画、交通量解析（交通量推計）、経済調査、整備効果調査、総合治水計画、地下河川生態系調査、環境調査・影響評価、景観設計、沿道整備計画等、 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査	下記のもので高度な技術力を要するもの 2 地域計画、道路網計画、交通需要計画、交通量解析（交通量推計）、経済調査、整備効果調査、総合治水計画、地下河川生態系調査、環境調査・影響評価、景観設計、沿道整備計画等、 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査	

1 擁壁・補強土（高度）は軟弱地盤の場合に適用し、法面工（高度）は地すべり地盤の場合に適用する。

2 「高度な技術力」については、次の点を勘案し選定できるものとする。

- (1) 審議会・委員会（学識経験者等の第三者委員を含む）の設置・運営等
- (2) その他考慮することが必要な事項

別表 - 2

橋梁設計における業務区分表（業務 A、B の区分は設計金額による）

区分		工種	適用橋長	標準橋長	旧基準による技術経費	業務区分
		橋梁予備設計	~ 3,000m		40%	業務 D
上部工 鉄筋コンクリート橋	(RC)単純床版橋	~ 10m	5.0m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
		(RC)単純 T 枝橋	5 ~ 20m	12.5m		
		(RC)単純中空床版橋	5 ~ 20m	12.5m		
	(RC) 3 径間連続中空床版橋	25 ~ 70m	47.5m	30%	業務 C	業務 C
	(RC) 3 径間連続 T 枝橋	30 ~ 100m	65.0m	30%		
	(RC) 3 径間連続ラーメン橋	10 ~ 35m	22.5m	30%		
	(PC)単純プレテジョン I 枝橋	5 ~ 20m	12.5m	20%		
プレストレストコンクリート橋	(PC)単純プレテジョン T 枝橋	5 ~ 35m	20.0m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	(PC)単純プレテジョン和-枝橋	5 ~ 30m	17.5m	20%		

(PC)単純中空床版橋	10 ~ 35m	22.5m	30%	業務 C
(PC)単純ボルト接合 T 枠橋	15 ~ 50m	32.5m	30%	業務 C
(PC)単純箱枠橋	25 ~ 70m	47.5m	30%	業務 C
(PC)3径間連続ボルト接合 T 枠橋	25 ~ 85m	55.0m	30%	業務 C
(PC)3径間連続ボルト接合 T 枠橋	40 ~ 120m	80.0m	30%	業務 C
(PC)斜材付き 型ラーメン橋	20 ~ 65m	42.5m	40%	業務 D
(PC)3径間連続中空床版橋	35 ~ 105m	70.0m	30%	業務 C
(PC)3径間連続ボルト接合 T 枠橋	60 ~ 195m	127.5m	40%	業務 D
(PC)3径間連続箱枠橋	65 ~ 225m	145.0m	40%	業務 D

区分	工種	適用橋長	標準橋長	旧基準による技術経費	業務区分
上部工 鋼橋	(鋼)単純 H 形橋	5 ~ 35m	20.0m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	(鋼)単純合成 H 形橋	5 ~ 35m	20.0m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	(鋼)単純钣桁橋	10 ~ 40m	25.0m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	(鋼)単純合成钣桁橋	15 ~ 50m	32.5m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	(鋼)単純鋼床版钣桁橋	25 ~ 85m	55.0m	30%	業務 C
	(鋼)単純箱桁橋	20 ~ 75m	47.5m	30%	業務 C
	(鋼)単純合成箱桁橋	25 ~ 70m	47.5m	30%	業務 C

(鋼)単純鋼床版箱桁橋	25 ~ 85m	55.0m	30%	業務 C
(鋼)ゲルバ-桁橋(3径間非合成)	60 ~ 195m	127.5m	30%	業務 C
(鋼)単純トラス橋	35 ~ 110m	72.5m	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
(鋼)3径間連続鋼床版箱桁橋	60 ~ 195m	127.5m	30%	業務 C
(鋼)型ラーメン橋	20 ~ 90m	55.0m	30%	業務 C
(鋼)ゲルバ-トラス橋	120 ~ 350m	235.0m	30%	業務 C
(鋼)3径間連続鋼床版鋼床版箱桁橋	70 ~ 210m	140.0m	40%	業務 D
(鋼)3径間連続トラス橋	125 ~ 380m	252.5m	30%	業務 C
(鋼)3径間連続箱桁橋	110 ~ 320m	215.0m	30%	業務 C
(鋼)3径間連続鋼床版箱桁橋	120 ~ 420m	270.0m	40%	業務 D

区分	工種	旧基準による技術経費	業務区分
下部工 橋台	重力式橋台	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	逆 T 式橋台	20%	業務 A(700万円未満)又は業務 B(700万円以上)
	控え壁式橋台(扶壁式)	30%	業務 C
	ラーメン式橋台(BOXアバットを含む) 橋台部分がラーメン構造で中空部分があるもの	30%	業務 C
	箱式橋台(ボックス) 控え壁式の変形型で控え壁を連結したもの	30%	業務 C
	ラーメン橋台(2方向) 橋軸方向と橋軸の直角方向がラーメン構造のもの	30%	業務 C

橋脚	重力式橋脚	20%	業務 A(700 万円未満)又は業務 B(700 万円以上)
	壁式橋脚(逆T式)	20%	業務 A(700 万円未満)又は業務 B(700 万円以上)
	柱式橋脚(2柱式)	20%	業務 A(700 万円未満)又は業務 B(700 万円以上)
	張出式橋脚	20%	業務 A(700 万円未満)又は業務 B(700 万円以上)
	ラーメン式橋脚	30%	業務 C
	SRC 橋脚・中空式橋脚	30%	業務 C
基礎工	橋台・橋脚	既製杭	30% 業務 C
		場所打杭	30% 業務 C
		深礎杭	40% 業務 D
	橋脚	井筒	40% 業務 D
		鋼管矢板ウェル	40% 業務 D
		ニューマチックケーソン	40% 業務 D

別表 - 3

下水道設計業務の内容による業務区分表（業務A、Bの区分は設計金額による）

ランク	業務A(700万円未満)・業務B(700万円以上)	業務C	業務D	備考
旧基準による分類	技術経費率 (易20%)	技術経費率 (中30%)	技術経費率 (難40%)	
計画策定		流域別下水道整備 総合計画、生活排水 処理構想、全体計 画、事業計画、耐水 化計画、経営戦略、 システム構築、導入 可能性調査、発注者 支援		
管渠設計	開削工法、点検、調 査	基本設計、特殊マン ホール、マンホール 形式ポンプ場、推進 工法（刃口・小口径）、管更生、耐震診 断、耐震設計	推進工法（中大口 径）、シールド工法	
ポンプ場設 計		ポンプ設備、沈砂池 設備、付帯設備、電 気計装設備、耐震診 断、耐震設計、耐水 化設計		
処理場設計		ポンプ設備、沈砂池 設備、水処理設備、 汚泥処理設備、付帯 設備、電気計装設 備、耐震診断、耐震 設計、耐水化設計		

別表－4

農業農村整備業務の内容による業務区分表（業務A、Bの区分は設計金額による）

工 種	構想及び基本設計		実 施 設 計	
	設 計 内 容	業務区分	設 計 内 容	業務区分
1.ダ ム	フィルダム及びコンクリートダムの本体設計、施工計画及び仮設備設計	業務D	フィルダム及びコンクリートダムの本体設計、施工計画及び仮設備設計	業務D
2.頭 首 工 3.渓流取水工	普通の技術力を要するもの	業務C	構造が単純で規模が小さいもの	業 務 A (700万円未満)又は 業 務 B (700 万円以上)
	高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの	業務D	土砂吐・洪水吐等付帯施設を有するもの 取水量 1m ³ /sec 以上のもの	業 務 C
			高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの	業 務 D
4.用排水機場	普通の規模のもの	業務C	規模の小さいもの ・口径 350mm 以下の機場	業 務 A (700万円未満)又は 業 務 B (700 万円以上)
			普通の規模のもの	業 務 C
	規模の大きいもの ・口径 1,000mm を超える揚水機場 ・口径 2,000mm を超える排水機場 高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの	業務D	規模の大きいもの ・口径 1,000mm を超える用水機場 ・口径 2,000mm を超える排水機場 高度な技術力を要するもの ・特に規模が大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの	業 務 D

工 種	構想及び基本設計		実 施 設 計	
	設 計 内 容	業務区分	設 計 内 容	業務区分
5.水 路 工	普通の技術力を要するもの	業務C	普通の技術力を要するもの	業務 A (700万円未満)又は 業務 B (700 万円以上)
	高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・路線計画設計を行うもの ・水路トンネル	業務D	構造が複雑なもの 付帯施設が多いもの	業務 C
			高度な技術力を要するもの ・水路トンネル ・特に規模の大きいもの	業務 D
6.農地造成工	普通の技術力を要するもの	業務C	造成区域内施設工	業務 A (700万円未満)又は 業務 B (700 万円以上)
	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画をとりまとめるもの	業務D	基盤造成工	業務 C
			高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合	業務 D
7.ほ場整備工	普通の技術力を要するもの	業務C	普通の技術力を要するもの	業務 A (700万円未満)又は 業務 B (700 万円以上)
	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合	業務D	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・施工場所が都市近郊の場合	業務 C 又は 業務 D

工 種	構想及び基本設計		実 施 設 計	
	設 計 内 容	業務区分	設 計 内 容	業務区分
8.畠地かんがい 施 設 工 9.営農飲雜用水 施 設 工	普通の技術力を要するもの	業務C	普通の技術力を要するもの	業務 A (700 万円未満)又 は 業 務 B (700 万円以 上)
	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場 合 ・事業計画をとりまとめるもの	業務D	高度な技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊 な場合	業務C 又は 業務D
10.農 道 工	普通の技術力を要するもの	業務C	普通の技術力を要するもの	業務 A (700 万円未満)又 は 業 務 B (700 万円以 上)
	高度な技術力を要するもの ・道路トンネル ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場 合 ・橋梁設計	業務D	構造が複雑なもの 付帯施設が多いもの 高度な技術を要するもの ・道路トンネル ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の 場合	業務C 業務D
11.ため池改修	普通の技術力を要するもの	業務A(700 万円未満) 又は業務B (700 万円 以上)	普通の技術力を要するもの	業務 A (700 万円未満)又 は 業 務 B (700 万円以 上)
	高度な技術力を要するもの ・軟弱地盤 (N 値≤4 程度) 以 下のもの	業務C	高度な技術力を要するもの ・軟弱地盤 (N 値≤4 程度) 以下のもの	業務C
12.干 拓 堤 防		業務D		業務D

別表－5

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。(業務A、Bの区分は設計金額による)

工種	基本設計		実施設計		備考（上乗せ）
	設計内容	業務区分	設計内容	業務区分	
橋梁上部工 (コンクリート)	橋梁基本設計	業務D	〔R C 橋〕 単純床版 単純中空床版 単純T桁 〔P C 橋〕 単純プレテン I 桁 単純プレテン T 桁 単純プレテンホロー桁	業務 A (700 万円未満)又 は 業 務 B (700 万円以 上)	[基本設計] ・現場制約が強く、特殊な工 法、仮設計画が必要なもの [実施設計] ・長大橋で、風洞実験等の模 型実験の必要なもの ・構造解析が2次元でなく、 3次元の計算が必要なもの
			〔R C 橋〕 連続中空床版 連続T桁 連続ラーメン 〔P C 橋〕 単純中空床版 単純ポステン T 桁 単純箱桁 連結プレテン T 桁 連結ポステン T 桁 連結中空床版	業務C	・非対称、カーブの度数が強 く、構造計算が複雑なもの ・現場の制約条件があり特殊 な施工方法、仮設計画必要 なもの
			〔P C 橋〕 連続ポステン T 桁 連続箱桁 斜材付 π 型ラーメン	業務D	
橋梁上部工 (鋼橋)	橋梁基本設計	業務D	単純H形 単純合成H形 単純合成鋼桁 単純トラス 単純鋼桁	業務 A (700 万円未満)又 は 業 務 B (700 万円以 上)	[基本設計] ・現場制約が強く、特殊な工 法、仮設計画が必要なもの [実施設計] ・長大橋で、風洞実験等の模 型実験の必要なもの ・構造解析が2次元でなく、 3次元の計算が必要なもの
			単純鋼床版鋼桁 単純箱桁 単純合成箱桁 単純鋼床版箱桁 ゲルバー桁(非合成) 連続鋼桁 ゲルバートラス 連続トラス 連続箱桁	業務C	・構造解析が2次元でなく、 3次元の計算が必要なもの ・非対称、カーブの度数が強 く、構造計算が複雑なもの ・現場の制約条件があり特殊 な施工方法、仮設計画必要 なもの

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする

工種	基本設計		実施設計		備考（上乗せ）
	設計内容	業務区分	設計内容	業務区分	
橋梁上部工 (鋼橋)			π型ラーメン 連続鋼床版鈑桁 連続鋼床版箱桁	業務C 業務D	
橋梁下部工	—	—	[橋台] 重力式 逆T式 [橋脚] 重力式 壁式（逆T式） 柱式（2柱式） 張出式	業務A(700万円未満)又は業務B(700万円以上)	
			[橋台] 控え壁（扶隨式） ラーメン式 箱式 ラーメン式（2方向） [橋脚] ラーメン式 S R C 中空式	業務C	
			高度な技術的判定を要するもの	業務D	
橋梁基礎工	—	—	場所打杭 既製杭 深礎杭 井筒 矢板ウェル ニューマチックケーソン	業務C 業務D	
道路構造物 設計	擁壁 補強土壁（普通） 法面土（普通） 箱型暗渠	業務A(700万円未満)又は業務B(700万円以上)	擁壁 補強土壁（普通） 法面工（普通） 箱型暗渠	業務A(700万円未満)又は業務B(700万円以上)	
	擁壁 補強土壁（高度） 法面土（高度） 門型ラーメン	業務C	擁壁 補強土壁（高度） 法面工（高度） 門型ラーメン	業務C	

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。

業務区分 工種	業務A(700万円未満)・ 業務B(700万円以上)	業務C	業務D
解析業務	資料整理及びデータ整理的な業務、機能評価	気象、水文、地質、設計施工データの解析、環境影響評価（水質、大気質測定、生態系調査、機能評価に基づく機能更新検討）	高度な技術的判定をする気象、水文、地質、設計施工データの解析、更新評価に基づく機能更新において特殊な構造解析、特殊な工法検討（仮設計画）が必要なもの
秋田県農業農村整備事業 設計業務	頭首工補修、ポンプ補修、用水路(開水路)補修、水路トンネル補修、排水路補修、ほ場整備用排水路、補助暗渠工		
地すべり対策工設計業務		普通の技術力を要するもの	技術的に極めて高度でありかつ複雑困難なもの
その他	積算参考資料作成、現場技術業務、機能診断業務、監督技術業務、積算技術業務、土地改良財産譲与資料作成業務	小水力発電所設計	<p>次に示す業務の業務区分は業務Dとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 審査会・委員会（学識経験者含む）を設立、運営し、対外機関との協議調整が必要なもの） 2) 非定型業務で、先例が少なく、先駆的に解析手法を開発するもので、プロポーザル式方式等による高度な技術力を要するもの 3) 河川法第23条、第47条及び第48条の技術的に特殊な河川協議関係の資料作成に関するもの

注1) 業務ランクが業務D以下の場合

同一設計業務等に各工種が混在し、業務ランクが異なる場合は、その設計業務の支配的な工種の業務ランクを使用する。

2) 業務ランクが業務 D を超える場合

業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単なる支配的な工種の業務ランクとせず、それぞれの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の業務ランクを定めるものとする。

別表 - 6

森林整備保全業務の内容による業務区分表(業務A、Bの区分は設計金額による)

分類	ランク	業務A(700万未満) 業務B(700万以上)	業務C	業務D	備考
治山	渓間工	治山ダム工設計(重力式15m未満)、流路工設計	治山ダム工設計(重力式15m以上)	全体計画調査(地区事業等の高度な全体計画調査)	
	山腹工	山腹基礎工設計(土留工、法枠工、水路工等)、落石防護柵、なだれ柵等	山腹基礎工設計(グランドアンカー等高度なもの)	全体計画調査(地区事業等の高度な全体計画調査)	
	森林整備	防風林、なだれ防止林、海岸防災林造成等設計			
	海岸	防潮護岸工設計、根固工設計	海象・漂砂調査、海岸荒廃地調査		
	地すべり		抑制工設計(集水井工、ボーリング暗渠工等)、抑止工設計	ずい道工設計	
	山地災害危険地調査	現況調査、個別施設計画基礎調査			
林道	林道事業全体計画調査			社会環境調査、生活環境調査、森林資源等調査、自然環境等調査、全体計画策定	
	林道設計	線形計画、線形決定、詳細設計、林道改良、舗装			
	林業専用道設計	線形計画、線形決定、詳細設計(路線概況調査)			
	橋梁等特殊構造物	別表 - 1及び別表 - 2を参照し適用する。			

別表 - 7

漁港漁場整備及び漁港海岸業務の内容による業務区分表（業務 A、B の区分は設計金額による）

分類 ランク	業務 A (700 万円未満) 業務 B (700 万円以上)	業務 C	業務 D	備考
調査（自然調査）	普通 波高・風向・風速等の資料読み取り及び集計、気象・海象・地象の既往資料の収集及び集計	高度 流況調査、漂砂調査等 高度な技術を要する調査	高度 流況調査、漂砂調査等 高度な技術を要する調査	業務 C と D の区分は、調査難易度による。
調査（人文調査）		普通 交通量、貨物量、船舶の輻輳状況荷役時間等の調査及び集計、並びに既往資料の収集及び集計	高度 経済調査、貨物の流動調査等高度な技術を要する調査	
計画（計画）		普通 漁港漁場等の計画で比較的容易なもの（主要構造物の比較設計を含む）	高度 漁港漁場等の計画で高度な技術を要するもの（主要構造物の比較設計を含む）	
設計（外郭施設） 防波堤設計	防波堤（A） 傾斜堤（捨石式、捨ブロック式）、直立堤（ブロック式、コンクリート単塊式）、混成堤（ブロック式、コンクリート単塊式）等	防波堤（B） 直立堤（ケーソン式、セルラーブロック式）、混成堤（ケーソン式、セルラーブロック式）等	防波堤（C） 特殊防波堤（鋼管防波堤等）及び左記（A）（B）で特に地盤改良等の配置を必要とする場合	
設計（外郭施設） 堤防及び護岸設計	堤防及び護岸（A） 傾斜型、直立型、複合型で軽易な構造のもの	堤防及び護岸（B） 傾斜型、直立型、複合型で複雑な構造のもの	堤防及び護岸（C） 条件が悪く設計に何らかの対策を考慮しなければならない場合	
設計（外郭施設） 水門、閘門 及び堰の設計		躯体、門扉及び装置（A） 簡易な構造のもの	躯体、門扉及び装置（B） 複雑な構造のもの	
設計（係留施設） 係船岸設計	係船岸（A） 方塊等の簡易な構造のもの	係船岸（B） 重力式、矢板式、セル式等	係船岸（C） 横桟橋、桟橋（浮桟橋を含む）、デタッチドピア、ドルフィン等及び（A）（B）で設計条件が悪くその対策に配慮を必要とする場合	

ランク	業務 A (700 万円未満) 業務 B (700 万円以上)	業務 C	業務 D	備考
設計（係留施設） 係船浮標設計		係船浮標設計		
設計（土木施設） ・隧道設計 ・橋梁設計（上部工 及び下部工） ・ダム設計 ・基礎設計 ・その他の設計（土 木施設）		別表 - 1 及び別表 - 2 により適用する。		
実験（模型実験）			水理等の模型実験	
施工管理（現場技 術業務を除く）		普通 普通の工事の場合	高度 特に重要又は複雑な 構造物で、高度な技術 を要する場合	
調査解析業務	軽易 比較的単純な技術判定を 要する業務	普通 一般的な技術判定を 要する業務	高度 高度の技術判定を要 する業務	